

第9回上級アドバイザー試験

養成講座受講後の知識・技能のより一層のレベルアップを図るため、隔年で実施されている「上級アドバイザー試験」が10月21日に実施され、24名の方が試験に臨まれました。4肢択一の1次試験及び実務レポートの合格を経て、晴れて上級アドバイザーとなります。

4肢択一の1次試験のうち、誤答の多かった問題を掲載します。チャレンジしてみてください。

次の記述のうち正しいものはどれか。

(1)

相続人が誰もいない状況において、相続財産の全部につき包括遺贈があったときは、相続人不存在とはならない。また、特別縁故者がいる場合も同様に相続人不存在とはならない。

(2)

不在者財産管理人が選任されている場合で遺産分割協議が適法に終了しているとき、不在者が現われ改めて遺産分割協議を行う主張をされても、その要請に応じる義務は一切ない。

(3)

失踪宣告は、生死不明になって7年経過した場合に申し立てることができ、その裁判が確定した時をもって死亡したものとみなす制度である。したがって、推定相続人に対し失踪宣告を申し立てる場合、死亡したとみなされる時期によって代襲相続か数次相続かの違いが生じるので、相続人の確定の際には注意が必要である。

(4)

相続人があらゆる手段を講じて探しても見つからず、戸籍の附票で現住所又は居所の特定ができない場合には、失踪宣告により死亡とみなされるか、又は不在者財産管理人が選任される。

【解答】(2)

ネット中継による寺子屋実施！



行政書士
阿部恵子先生

平成30年1月23日に試験的に、全国3箇所をつないだ「ネット中継寺子屋」を実施します。記念すべき第1回目の中継は養成講座でもおなじみの阿部恵子先生より「『相続について最近思う事』～遺言書作成の意味～」についてお話いただきます。遺言書は被相続人の想いを実現するものなのか、相続人のために書かれるものなのか、それぞれの立場にフォーカスし、遺言書作成の意味を考えてまいります。

なお、申込みは会場別にFAXでお申し込みください。(申込用紙はHPからダウンロードして下さい。)参加費は当日お支払いとなります。

渋谷会場：LEC 渋谷駅前本校

FAX 03 (3208) 6255

寺子屋関西：LEC 梅田駅前本校

FAX 06 (6945) 4808

寺子屋九州：LEC 福岡本校

FAX 092 (928) 6769

記事募集

実務体験報告、協議会活動に関する感想、地元勉強会開催の様子、広く相続に関連するエッセイなどの記事を募集しています。投稿のお申込みはまずはメールにて事務局まで。

E-mail : sa-info@souzoku-adv.com

投稿お待ちしております!!



●発行人 NPO(特定非営利活動)法人 相続アドバイザー協議会 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階 Tel.03-5287-6808 Fax.03-3208-6255
URL : http://souzoku-adv.com/ E-mail : sa-info@souzoku-adv.com 発行部数1,200部



2面

相続実務一日研修 in 御殿場

3面

「相続フォーラム in 広島」実施報告

～ 実行委員長 山口亜由美(21期) ～

4面

第9回上級アドバイザー試験

ネット中継による寺子屋実施！

2016 Schedule

- 平成30年1月13日～2月12日 第42期相続アドバイザー養成講座全20回 in 福岡
- 平成30年3月28日 通常総会
- 平成30年4月4日～7月25日 第39期相続アドバイザー養成講座



NPO(特定非営利活動)法人
相続アドバイザー協議会

相続実務一日研修 in 御殿場

平成29年11月7日(火)相続実務一日研修と題し、富士の麓、御殿場で「不動産価格の変遷と相続アドバイザーの役割」というテーマを3部構成で勉強しました。



第一部はSA協議会理事長の平井利明氏による「生産緑地2022年問題が及ぼす大きな影響」と題し11時～12時30分まで90分です。

平成4年に農地を生産緑地に指定した方が大勢います。農家を続けるため、固定資産税が大幅に安くなる、相続発生した時に納税猶予が選択できること等を考えてのことです。しかし選択したら、30年間は宅地化できません。売却も出来ないということです。年月がたつにつれ時代も変わります。賃貸経営者は建物も老朽化し、家賃も下落します。不動産を売却し借入金返済やリノベーション資金に使いたい人がたくさんいます。この人たちが平成34年を手ぐすね引いて待っています。大量の売宅地供給者となります。地価下落の大きな要因となると言われています。



第二部はSA協議会の特別顧問の芳賀則人氏による「財産評価基本通達の適用で注意したい！土地評価15のパターン」と題し13時30分～15時まで90分です。

平成30年1月1日の相続から広大地評価が廃止され「地積規模の大きな宅地の評価」に変わります。この変更により広大地の評価が上がるところが増えます。そこで今行われているの

が平成29年末までの相続時精算課税制度を使った贈与。相続時精算課税制度は贈与時の評価で相続時のときに持ち戻すためです。「来年以降、評価が上がる前に贈与してしまえ」ということです。実行するかどうかは別として、クライアントに提案はしないと後で「なんで教えてくれなかったんだ」ということになります。もちろん、実行する場合は相続争いの種になるようなことは避けなければなりません。



第三部はパネルディスカッションです。平井氏、芳賀氏がパネラーとなり、都築氏(SA協議会理事)がコーディネータとして地価予測とSAの役割について議論しました。

全体的には不動産価格の下落は避けられないというのが共通した意見です。不動産を生前整理し、土地を有効活用、分割、売却しやすく整理する重要性が高まっています。そこに関与するのが相続アドバイザーではないかということです。

研修の後は懇親会です。研修所ですから調理場もあり、手造りトン汁を造り美味しく楽しく食べて飲んで歌って盛り上がりました。

研修所の方には、きめ細かな配慮(地元のとれたて新米でご飯を炊いて頂きました)をして頂き有意義な勉強会となりました。ありがとうございます。



「相続フォーラム in 広島」実施報告 ～ 実行委員長 山口亜由美 (21期) ～



後援 広島県、広島市、広島県社会福祉協議会、広島市社会福祉協議会、安佐南区社会福祉協議会

基調講演会 相続の誤解と落とし穴

- セミナー①
相続に争いなくても手続きはある
～ある家族の相続手続き奮闘記～
- セミナー②
生前に整理しておくべき不動産”あるある”話
- セミナー③
会社経営者と不動産オーナーが
注意すべき相続対策
- セミナー④
老後の不安よさらば！
今から始める HAPPY ENDING

去る11月23日(木・祝)、広島市安佐南区民文化センターにおいて、広島初の相続フォーラムを無事終えることができました。この場を借りてご協力頂いた皆様に感謝いたします。

協議会からは、平井理事長、野口顧問、萩原理事にお越し頂いた他、東京から1名、愛媛から2名、福岡から4名の相続アドバイザーにご協力頂きました。一方の広島勢は、実行委員を含めた相続アドバイザー5名に加え、相続アドバイザーがコアメンバーとなって2015年に設立した相続関連業務の専門家集団「一般社団法人はままる相続」のメンバー4名が加勢しての運営でした。

広島での開催とはいえ、予算の関係で新聞の折込チラシは安佐南区に集中投下したのですが、ありがたいことにフォーラムの実行委員長として出演したラジオを聞いてご参加下さった方もあり、基調講演とセミナーにはそれぞれ約30～40名、延べ178名が参加。野口先生による暖かくて参加者の心を惹きつける基調講演に始まり、セミナー④に至るまでの参加者数の減りを10名に留められたのは、通して参加すると長丁場になるセミナーで参加者が退屈しないよう、講師2名による掛け合いで話を進めるセミナー形式が功を奏したものと自負しています。

個別相談には20組のご参加があり、回収したアンケートの結果では、ほぼ全員が「問題が解決した」もしくは「解決の糸口が見つかった」と高評価。定期開催の要望があることも分かりました。